

【参考資料】 平成29年度 総合戦略改訂版 新規・拡充  
事業等説明書

頁No	事業名		目的・趣旨	事業概要・内容
20	女性有資格者福祉等人材バンク・就労奨励準備金	拡充	<p>出産、子育て、介護等の事情による離職や職場復帰が難しい女性の就労環境の改善を図るとともに、福祉・医療現場の人材不足等を解消するため、福祉人材に焦点化した人材バンク事業を実施し、短時間勤務など福祉現場における働き方を社会福祉法人と調整し、職場紹介や就労支援を行う。あわせて、就労が決定した人材バンク登録者に就労のための準備金を支給する。</p>	<p>(1)女性有資格者福祉等人材バンク 丹波市福祉事務所が設置する生活困窮者就労支援にかかる無料職業紹介所機能を活用して職業紹介・就労支援を実施する。 ・具体的内容 ①無料職業紹介所を介して、市内社会福祉法人への就労をあっせんする。 ②社会福祉法人等への「働き方」改善等の取り組み ③新卒者を対象とする福祉人材採用のための就職説明会等の実施 ④女性有資格者の掘り起しと採用事業所とのマッチングのために行う全国社協の「福祉人材バンク」システムへの登録の周知・広報</p> <p>(2)女性有資格者福祉人材支援補助金 丹波市女性有資格者福祉等人材バンクに登録し、市内社会福祉法人が運営する事業所に就労を希望する女性有資格者に対して就労準備金を給付する。 ・給付金額 転入者引越し費用等：上限10万円 市内既住者のための再講習費用、就労に必要な被服費等：上限5万円 ・給付条件 ①丹波市女性有資格者福祉等人材バンクを経由して市内福祉事業所に就職した女性資格者 ②市内に居住があり、就職後も引き続き1年以上、市内に定住する意思のあるもの など ・対象資格 保育士、幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師(准看)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士</p>
23	福祉人材確保奨学金返還支援補助金	新規	<p>市内の福祉に係る人材確保とふるさとへの移住・定住促進を図ることを目的に、丹波市内に居住し、かつ丹波市内の社会福祉法人等に必要な資格をもって、就職された方が返還する奨学金の一部を補助する。</p>	<p>・補助金額 申請年度内に返還した奨学金の額（上限額10万円/年） 市と就職支援連携協定を結ぶ大学等からの新卒採用者は、就職連携協定加算金として、初年度のみ10万円を加算する。 ・補助期間 補助期間 5年間（最大50万円：10万円×5年間） ・対象者 ①学校教育法に規定する大学、短期大学等に修学するにあたり、日本学生支援機構奨学金の貸与を受けたもののうち、当該奨学金の返還を行い、かつ当該返還に滞納のないもの。 ②保育士及び幼稚園教諭、社会福祉士、介護福祉士、看護師(准看)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は精神保健福祉士の資格を有する者。 ③大学等を卒業し、平成29年4月1日以降に、市内の社会福祉法人等において前号の掲げる資格に基づく業務に正職員として採用された者(臨時職員として、正職員の4分の3以上、勤務する者を含む) ④丹波市に住所を有し、申請年度の末日まで継続して市内に居住する者。</p>
35	新規起業支援事業補助金	拡充	<p>丹波市内で起業を目指す若者や女性、第2創業を方々を支援するため、市商工会に委託し、「起業家支援窓口」を設置し、相談やセミナーの開催、フォローアップなどを行い起業支援を行う。 また、対象となる新規起業者に対して起業に必要な初期投資費用や賃貸料一部を補助する。</p>	<p>起業に向けての相談、アドバイスを行い、市内での起業のサポートを行うため、ワンストップ窓口を設置。空き店舗及び空き家を活用して、対象業種の起業をする方に対して、初期投資支援・店舗等賃借料を支援する。 [平成29年度から空き家、倉庫なども補助対象に拡大]</p> <p>・補助率、上限額 店舗等改装費、設備導入費の1/2以内（限度額150万円） 店舗等賃借料の1/3(限度額40万円/年、開業後2年以内)を補助</p>

【参考資料】 平成29年度 総合戦略改訂版 新規・拡充  
事業等説明書

頁No	事業名		目的・趣旨	事業概要・内容
26	シティプロモーションの推進	新規	市民の丹波市への愛着や誇りを醸成し、丹波市の対外的な認知度と地域ブランドのイメージ向上を図るため、シティプロモーション推進方針を策定する。そのための外部有識者などで構成するシティプロモーション懇話会、市民運動に盛り上げるため推進委員会を設置する。	市制15周年の節目である2019年を「丹波市元年」と位置づけ、市民の丹波市への愛着と誇りを醸成し、丹波市の総力をあげて、市の魅力を内外に広く情報発信する市民運動を展開するため、シティプロモーション推進体制を整える。 (1)理事(シティプロモーション担当理事)の創設 (2)シティプロモーション推進本部の設置 市長を本部長に、全庁的に推進するため、部長級職員で構成する推進本部を設置する。 (3)シティプロモーション懇話会の設置 各分野の有識者から意見を聴取するため懇話会を設置する。 (4)シティプロモーション推進方針の策定 推進方針に基づき、シティプロモーションを始動させるとも2019年「(仮称)ワクワク・どきどきキャンペーン」、「丹波市の歌」、「丹波市検定」などの準備に取り掛かる。
31	U・Iターン住宅取得住まいの奨励金	新規	U・Iターン者の定住促進と二世帯同居を促進するため、住宅の新築・購入・改修費用の助成を行う。	「新しいいき定住促進住宅補助金」が、平成29年3月31日をもって終了するため、交付要件、対象事業、補助額をそれぞれ縮小し、補助事業を継続する。 ・補助率 費用の10%又は20万円のいずれか低い方  ○新しいいき定住促進住宅補助金 U・Iターン者の新築・購入 5%又は50万円 改修 20%又は20万円 2世帯同居 5%又は20万円 改修 20%又は20万円
35	保育教諭の処遇改善	新規	質の高い就学前教育・保育を提供するためには、保育人材の確保が大きな課題となっている。認定子ども園等の保育教諭・保育士の給与面における改善について補助金支援により法人に待遇改善を働きかけ、保育人材を確保する。	認定子ども園・保育所に勤務する正規保育士・保育教諭約200名の給与を年収ベースで月額平均30,000円(※)引き上げるための支援を行う。※30,000円はあくまで市内の平均であり、個々の保育教諭等で引き上げ額に差があります。 ・補助対象 市内で保育所、認定子ども園を運営する社会福祉法人 ・予定件数 7法人11園の保育士、保育教諭約200名
37	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業への優遇支援事業(女性活躍推進設備投資補助金)	新規	職場における女性の活躍を応援するため、市と「女性活躍推進協定」を締結する事業者を公表し、社会全体の気運醸成を図るとともに、職場での意識改革や女性登用の促進、労働環境の改善を促進する。また「協定」に関するインセンティブとして、市設備投資支援事業補助金の上乗せを行う。	市と「女性活躍推進協定」を締結する事業者に対して、市設備投資支援事業補助金を補助率、限度額を上乗せする。 ・補助対象要件 (1)市内に事業所をもつ中小企業者 (2)次世代法、女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、届出、公表すること。 ・補助対象、内容等 通常分 補助対象経費の10%、限度額30万円 上乗せ 補助対象経費の20%、限度額60万円
37	企業における女性の活躍応援事業(女性活躍推進助成金)	拡充	育児・介護による休業を取得しやすくすることを目的に、就業規則の改定、雇用環境の改善、一般事業主行動計画の策定など社労士などの専門家とのアドバイス契約、社内啓発のため外部研修講師を招聘する経費の一部を支援する。	・補助対象要件 (1)市内に事業所をもつ中小企業 (2)次世代法、女性活躍推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し、届出、公表すること。 ・補助対象、内容等 就業規則等の変更、社内制度改革のためのコンサルティング料(社労士相談委託料、研修講師謝金など)の補助率1/2、限度額10万円 法定を上回る休業制度を規定した就業規則等を制定した場合 補助率2/3、限度額15万円